

都内の保育所等で保育士による 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応



東京都福祉局

目次

第1 児童生徒性暴力等とは

- 1 児童福祉法の改正と本資料の位置づけ
- 2 児童生徒性暴力等の防止に係る児童福祉法の内容
- 3 児童生徒性暴力等の定義
- 4 都における対応

第2 保育所等で児童生徒性暴力等が発生したときの対応

- 1 児童生徒性暴力等の事実（疑いを含む）を把握した職員の対応
- 2 事案の発生の報告
 - ① 都・区市町村等への報告
 - ② 保護者等への報告
 - ③ 所轄警察署への通報・相談
- 3 事実確認と資料の保存
- 4 児童の保護支援

第1 児童生徒性暴力等とは

1 児童福祉法の改正と本資料の位置づけ

経緯

- ▶ 令和3年5月
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」成立。同法付帯決議において、早期に保育士資格についても「同様の仕組みを検討すること」とされた
- ▶ 令和4年6月
「**児童福祉法等の一部を改正する法律**」成立。令和5年4月1日から、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限など資格管理を厳格に行うこととなった
- ▶ 令和5年3月
児童福祉法の改正を踏まえ、厚生労働省が「**保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針**」を通知
- ▶ 令和6年1月
国の基本指針を踏まえ、東京都が「**都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応**」を通知



本資料では、東京都の通知「**都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応**」（以下、「東京都通知」といいます。）の概要を解説します。

2 児童生徒性暴力等の防止に係る児童福祉法の内容

主な内容

① 保育士による児童生徒性暴力等に関する都道府県への報告義務

保育士の雇用主は、雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料する場合、速やかに都道府県知事に報告しなければならないことされた

② 児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消

保育士登録の取消事由に、児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合が追加された

③ 児童生徒性暴力等により登録を取り消された者等への制限

児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等について、

- ・ 氏名及び取消事由等をデータベースに記録（保育士を雇用しようとする者は、データベースを活用して雇用するか判断）
- ・ 再登録を制限（児童福祉審議会の意見を聴取するなど、厳格に審査）することとなった

3 児童生徒性暴力等の定義

分類	児童生徒性暴力等 (教育職員性暴力等防止法 第2条第3項)		児童生徒性暴力等には該当しないが不適切な行為
	犯罪に該当	犯罪には該当しない	
行為 態様	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性交、性交類似行為 (第1号) ○ わいせつな行為 (第2号) (自身の性的部位に触らせることも含む) ○ わいせつ目的での面会要求、面会、自撮り要求等、児童ポルノ法違反、性的姿態撮影等処罰法違反 (第3号) ○ プライベートゾーン等への接触 (第4号イ)、盗撮 (第4号ロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの (第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質なセクシュアル・ハラスメント等 ・ 児童を不快にさせる性的な言動 (口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の心身に有害とまでは言えないが、特定の児童への不要な接触や不必要に長時間の接触が多い。 ○ 寝かしつけの際に特定の児童とだけ添い寝をしたり、別室に呼び出すなど二人きりになろうとする。 など

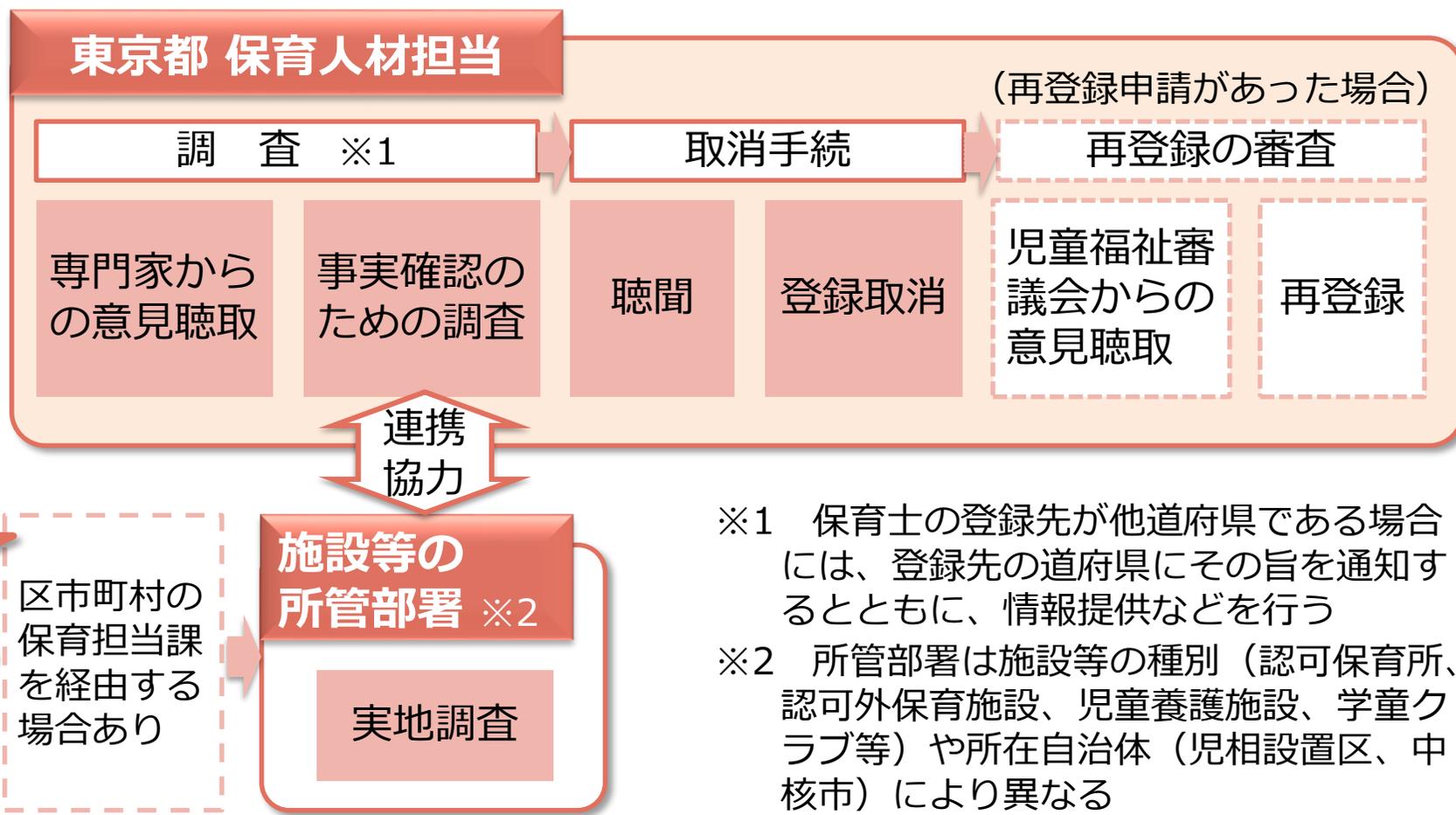
≡ **性的虐待** (こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月))

注意

- ・ 被害児童の年齢や性別、従事先施設等の利用児童であるかないか、勤務時間の内外に関わらず該当し得る

4 都における対応

都は、施設等から児童生徒性暴力等の報告を受けた場合、施設等の所管部署等と連携して、事実確認の調査を行います。調査に当たっては、法律、医療、心理、福祉の専門家の協力を得ることとしています。



第2 保育所等で児童生徒性暴力等が発生したときの対応

1 児童生徒性暴力等の事実（疑いを含む）を把握した職員の対応

被害を受けたと思われる児童に対し、あれこれ質問したり、複数の職員が繰り返し聴くと児童の記憶は不確かになり、精神的な負担からトラウマが生じる恐れがあります。児童から相談があった場合も、意識して、正確な情報を簡潔に聴き取ることに徹します。児童生徒性暴力等があったことが分かれば、詳細を尋ねる必要はありません。

目撃したり保護者等から相談を受けた場合

- ▶ 自身がいつ・どこで・何をしているときに・何を見た（聞いた）か、自身はどのような行動をとったか（言葉も含む）をできるだけ早い時期に、できるだけ正確に記録し、雇用主又は施設長等に相談する

被害児童から相談を受けた場合

- ▶ ① 児童のペースで話を聴く
- ② 暗示や誘導をしない。感情をあらわにしない
- ③ 児童の言葉を、自身の言葉とともにそのまま記録する
- ④ 相談を受けた経緯、自身がいつ・どこで・何をしているときに、自身はどのような行動をとったか、児童はどのようなのか、などを正確に記録し、③とともに雇用主又は施設長等に報告する

平時から東京都通知などを参照し、シミュレーションしておく

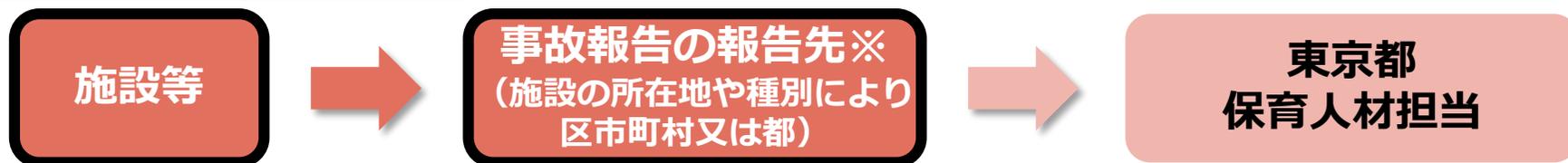
2 事案の発生の報告

① 都・区市町村等への報告

保育士の雇用主は、雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、速やかに都道府県に報告する義務があります。（児童福祉法第18条の20の3第1項）

雇用主が報告を行わない場合には、他の方から都道府県への報告をお願いします。報告は、確定的な根拠がなくても、児童生徒性暴力等の事実があると思料した段階で判明している内容により行います。被疑者の保育士が児童生徒性暴力等を行ったことを認めているかどうかは関係ありません。

都における報告先（原則）



※ 事故報告の報告先

- ① 認可保育所、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業所 → 区市町村の主管部署
- ② 認可外保育施設（③以外に所在する施設） → 東京都認可外保育施設担当
- ③ 認可外保育施設（児相設置区又は八王子市に所在する施設） → 区又は市の主管部署

報告の方法

所定の様式（※）を事故報告様式とともに送付

※ 東京都通知の別添様式1



雇用主又は施設長等は、保育所等における他の事故の場合と同様に、保護者等に報告を行います。

留意事項

- ▶ 保護者等への報告に先立って、組織として「全力で被害児童を守ること」「被害児童や保護者の意向を最大限尊重すること」を確認しておく
- ▶ 事案の発生とともに、保護者等に留意していただきたい事項を説明する。的確に伝えられるよう、内容や方法（メモにして渡すなど）を平時から検討しておく
（東京都通知（参考）保護者等への報告に際して渡すメモの例 参照）

<特に、被害児童との関係で保護者等にお伝えすべきこと>

- ① 児童の記憶は汚染されやすい。また、親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこない限り、出来事には触れないようにすること。
- ② 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと。児童が話した言葉は逐語でメモし、その会話があった日時、場所とともに正確に記録すること。

児童生徒性暴力等のうち、犯罪に該当すると思われる又は疑わしい場合、証拠や被害児童の初期供述を適切に確保する観点から、雇用主又は施設長等は所轄警察署に通報・相談し、連携して対処します。

雇用主等が報告を行わない場合には、他の方から所轄警察署へ通報・相談をお願いします。

児童生徒性暴力等のうち犯罪に該当する行為

- ▶ 本資料の5ページ目「児童生徒性暴力等の定義」を参照

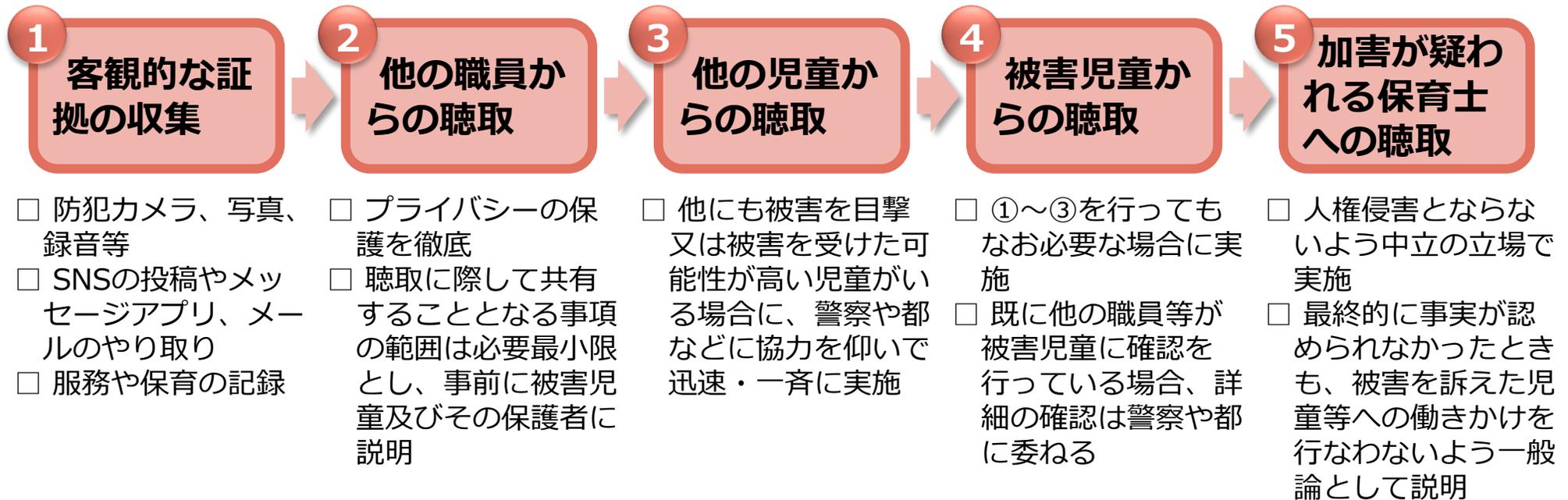
留意事項

- ▶ 犯罪に該当するか判然としないときや、保護者等が被害届を出したくない意向があるときなど、警察に通報するか判断に迷う場合には、そうした状況にあることを含め、今後の対応について所轄警察署と相談する。
- ▶ 保育所等における事実確認の段階において、被害児童への聴き取りを行うと引き続き司法機関による聴き取りと重なって児童の心理的負担が大きくなる恐れがある場合、事実確認の進め方を所轄警察署と相談し、児童への聴取を司法機関に委ねることを検討する。

3 事実確認と資料の保存

雇用主又は施設長等は、児童生徒性暴力等の事実の有無を確認するため、根拠となる客観的な資料を収集・保存するとともに、事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行います。

事実確認の手順



▶ 事実確認の過程で犯罪に該当する事由が判明した場合は、その段階で所轄警察署に通報・相談する

4 児童の保護支援等

雇用主又は施設長等は、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童を保護するため、当該保育士と接触しなくてすむようにするなど必要な措置を講じます。

また、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、他の在籍児童やその保護者に対しても必要な心理的支援等を行います。

接触の回避

- ▶ 保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等
- ▶ 保育所等においても、被害児童が支障なく保育所等を利用できる場合は、当該保育士を担任から外した上、児童と接触しない事務作業に従事させるなど（被害児童やその保護者に対応を説明し、理解を得る）

保護支援等の例

- ▶ 医療、心理、福祉、法律などの専門家の協力を得て継続的に支援する
- ▶ 相談機関を被害児童の保護者に紹介する
例えば、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」（本資料の14ページ目参照）は、一人ひとりの状況に応じた支援をワンストップで行っている
- ▶ 被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応する
- ▶ 風評等に対しては、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応をとる

以上、児童生徒性暴力等が「発生した場合の対応」についてご説明しましたが、「発生の予防」が重要であることは言うまでもありません。

児童生徒性暴力等の防止に向け、保育士、児童及び保護者に対する啓発や児童生徒性暴力等につながる行為をさせない環境の整備などにも併せて取り組まれるようお願いします。

＜東京都通知へのリンク＞

東京都通知「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」



＜子供の性被害に関する第三者の相談窓口＞

① 子供・保護者専用性被害相談ホットライン（24時間365日受付）

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（SARC東京）が運営しています。電話による相談対応、対面相談・カウンセリング等の精神的ケア、病院・警察等への付添支援を行います。

電話番号 <都内から> 0120-333-891（フリーダイヤル）

<都外から> 03-6811-0850（有料）

② 性犯罪被害相談電話（ハートさん）（24時間365日受付）

性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、都内からダイヤルすると、警視庁の相談窓口につながります。警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できます。被害者のご意向を伺った上で、事件化はもとより、医療機関での受診やカウンセリング、民間支援団体の紹介など、必要な支援につなげます。

電話番号 #8103（ハートさん）